

糖尿病、脂質異常症、高血圧でご通院の患者様へ 生活習慣病管理料への移行のお知らせ

令和6年6月から厚生労働省の指示により
「**糖尿病**」「**脂質異常症**」「**高血圧**」で通院されている一部の患者さまには、これまでの「特定疾患療養管理料」に代わり「生活習慣病管理料」として算定することになります。

「生活習慣病管理料」について

疾病の重症化予防のため**療養計画書を基に医師や専門職が総合的治療管理を行うこととなりました。**

「療養計画書」を作成後、ご本人のサイン（署名）が必要となります。

ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。



あとう内科クリニック

院長 網頭慶太